

ふじみ野市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）</u>は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。	附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）</u>は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。